

こうれい かた じんけんかだい
2 高齢の方の人権課題

超高齢社会の到来により、一人暮らしの方や介護を必要とする方が増加しており、地域での見守りや支えあい、介護サービスの拡充と質の向上が求められています。

このような実情を踏まえ、大和市では、3年ごとに「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、健康でいきいきと活躍している高齢の方や、身体機能が低下して、誰かの支援や介護を必要とする高齢の方が、安心して住み慣れた地域で暮らせるような社会づくりを推進しています。

今後も、計画の基本理念である「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」を目指します。

(1) 高齢の方の権利擁護の推進

近い将来人生90年時代を迎えるであろうといわれている中、誰もが生涯現役として、自ら選択し自分らしい生活を送り、活躍できる社会が求められています。また、豊富な知識と経験を有し、地域社会の発展に寄与してきた高齢の方と、他の世代との交流が図られる地域づくりが求められています。

【主な取組みの方向】

年齢だけでその人の可能性を狭めるような、年齢による差別をなくし、年齢に関わらず社会のあらゆる場での活躍を支援する地域づくりを推進します。

地域に生活する人々の世代を超えた交流を促進し、気軽に声を掛け合うことのできる地域社会の構築を推進します。

(2) 高齢の方の雇用・就労

長年の経験による知識や専門技術をもち、就労意欲もある高齢の方が増えていくにも関わらず、高齢の方の雇用・就労は厳しい状況にあります。雇用における年齢制限の撤廃、定年後の再雇用・定年の延長などにより、高齢の方の雇用の場の確保が求められています。

【主な取組みの方向】

ハローワーク、商工会議所、企業等が、積極的に雇用の促進に努めるよう働きかけます。また、シルバー人材センターに登録する方や、地域でのボランティア活動、NPO活動等に参加する方を支援します。

(3) 在宅介護者への支援

介護をしている家族が、介護についての知識や技術を学んだり、同じような立場の介護者と交流したりする機会を設けることも必要です。

相談しやすい体制の充実と介護保険制度を始めとする様々な支援制度の周知を行う必要があります。

【主な取組みの方向】

介護者の心身の負担を軽減するため、介護者教室や介護者交流会、認知症カフェなどを開催します。

様々な機会を捉えて支援制度の周知を行うとともに、市民が相談しやすい環境づくりとして、相談体制の充実を図ります。

(4) 介護サービスの充実

加齢に伴って身体能力が低下し、誰かの支援や介護が必要となっても、高齢の方一人ひとりが尊厳を保持しながら、その方の有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、介護保険制度を正しく理解して利用するとともに、一人ひとりの状況に応じた介護サービスを提供することが必要です。

【主な取組みの方向】

介護が必要になったときに、速やかに介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の普及に努めるとともに、今後、需要の増加が見込まれることから、介護サービスの拡充を図ります。

一人ひとりが安心して利用できるよう、介護サービスの質の向上に努めます。

(5) 認知症の人が安心して生活できる地域づくり

認知症の高齢の方が増えており、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりが求められています。そのためには、認知症に対する正しい理解の普及、地域での見守り等による早期発見や、専門医らによる認知症初期集中支援チームによる早期対応等が必要です。

【主な取組みの方向】

認知症に対する正しい理解の普及を図り、地域での見守りの体制整備などを推進します。

認知症専門医と医療・介護の専門職のチームの設置、認知症の人とその家族への支援を行います。

(6) 高齢の方に対する虐待防止

介護者による「高齢者虐待」、取り分け認知症の高齢の方に対する虐待が増えています。「高齢者虐待」は、高齢の方の尊厳を侵す重大な人権侵害行為です。

【主な取組みの方向】

高齢の方の医療や介護に携わる関係者と地域が連携し、虐待防止ネットワークの構築を推進するとともに、虐待に気づいた場合にすぐに相談できる窓口の周知を図ります。また、虐待が発生した場合は、虐待を受けた高齢の方の保護を行うとともに、虐待をしてしまった介護者をケアします。

(7) 高齢の方の暮らしやすいまちづくり・住まいへの支援

高齢の方は、高齢を理由としてアパートの入居を拒まれることがあります。また、高齢の方が住み慣れた自宅で生活するためには、手すりの取付けや、車椅子で生活ができる住まいのバリアフリー化が必要です。

【主な取組みの方向】

バリアフリー化のための住宅改修の支援、高齢を理由として入居を拒まれない賃貸住宅の確保、サービス付き高齢者向け住宅の情報提供や高齢の方が入居できる賃貸住宅や不動産協力店の紹介を行います。

高齢の方の社会参加を支援するために、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(8) 高齢の方の消費者被害の防止

悪徳商法や詐欺などの消費者被害の防止策が課題となっています。不安をあおったり、親切にして信用させたり、高齢の方の大切な財産が狙われています。

【主な取組みの方向】

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業(あんしんセンター)などの積極的活用を促進し、消費者保護のために関係機関と連携して相談・対応に努めます。

(9) 外国につながる高齢の方の権利の保障

超高齢社会の到来に伴い、外国につながる方の高齢化も進んでいます。外国につながる高齢の方は、言葉が不自由であることで福祉などの情報が届きにくくなったり、就労が困難になったり、言葉や文化の壁に加え、高齢による不自由さも重なります。外国につながる高齢の方が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、必要な情報を伝える取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

外国につながる高齢の方へ向けた情報について、多言語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、外国につながる高齢の方の困りごとについての相談・対応に努めます。

【高齢の方の人権課題】 とくに たいせつなこと

だれ しょうがいげんえき
・誰もが生涯現役として、

みづか せんたく じぶん せいかつ おく かつやく しゃかい
自ら選択し自分らしい生活を送り、活躍できる社会にすること。

こうれい かた りかい にんちしょう
・高齢の方への理解を深め、認知症になっても住み慣れた地域で、

あんしん ちいき
安心して住み続けることができる地域づくりをすること。